

独立行政法人国立病院機構法律第一九二号

(厚生労働省)

総則

1 目的

(一) この法律は、独立行政法人国立病院機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 (第一一条関係)

(二) 名称

この法律及び独立行政法人通則法(以下、通則法)という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立病院機構とする。 (第二一条関係)

(三) 機構の目的

独立行政法人国立病院機構(以下、「機構」という。)は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であつて、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。 (第三条関係)

(四) 特定独立行政法人

機構は、特定独立行政法人とするとともに、主たる事務所を東京都に置くこととした。 (第四条及び第五条関係)

(五) 資本金

機構の資本金は、附則の規定により政府から出資があつたものとされた額とするほか、政府は予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができることとし、機構はその出資額により資本金を増加するものとした。 (第六一条関係)

2 役員

(一) 役員 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くほか、副理事長一人、常勤の理事五人以内及び非常勤の理事八人以内を置くことができることとした。 (第七一条関係)

3 業務等

(一) 副理事長及び理事の職務及び権限等

副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理することとするほか、副理事長及び理事の職務及び権限等については、所要の規定を設けることとした。 (第八一条関係)

(二) 役員の内任

理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。 (第九一条関係)

(三) 業務等

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行うこととした。 (第一三一条関係)

イ 医療の提供

医療に関する調査及び研究
医療に関する技術者の研修
イから八までに掲げる業務に附帯する業務

ロ 施設別財務書類

機構は、毎事業年度、施設ごとにその財務に関する書類を作成し、これを厚生労働大臣に提出するとともに、厚生労働大臣による厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、一定の期間各事務所及び各施設に備えて置き、一般の閲覧に供しなければならぬこととした。 (第一四一条関係)

(四) 積立金の処分

機構の積立金の処分については所要の規定を設けることとした。 (第一五一条関係)

(五) 長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券(第一六一条、第一八一条関係)

機構は、施設の設定等に必要なる費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金を生じ、又は独立行政法人国立病院機構債券(以下、「債券」という。)を発行することができることとした。

(六) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができることとした。

機構の長期借入金及び債券の償還計画その他所要の規定を設けることとした。

4 総則

(一) 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求(第一九一条関係)

厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じることがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な業務の実施を求めることができることとした。

(二) 機構は、(1)の要求があつたときは、正当な理由がない限り、応じなければならないこととした。

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。 (第二一条関係)

その他
医療法その他の法令について、機構を国とみなして準用することその他所要の規定を設けることとした。

5 所要の罰則規定を設けることとした。(第三一条関係)

経過措置等
権利義務の承継等
機構の成立の際現に国が有する国立病院及び国立療養所の所掌事務に関する権利及び義務は、一定のものを除き、機構が承継するものとし、承継される一定の資産の価額から承継される一定の負債の価額等を差し引いた額を、政府から機構に対し出資されたものとする。 (附則第五一条関係)

6 業務の特例

機構は、3の(一)の業務のほか、当分の間、一定の施設の移譲、統合又は廃止に係る業務を行うこととした。 (附則第七一条関係)

(二) 国立高度専門医療センター特別会計

国立病院特別会計について、国立高度専門医療センターを経理する特別会計として再編し、名称を国立高度専門医療センター特別会計とするとともに、所要の経過措置を設けることとした。 (附則第一〇条、第一二一条関係)

7 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の廃止

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律を廃止し、所要の経過措置を設けることとした。 (附則第一四一条及び第一五一条関係)

(五) その他

厚生労働省設置法その他関係法律について所要の改正を行うほか、本法の施行に伴う所要の経過措置を規定することとした。

この法律は、平成十五年一月一日から施行することとした。ただし、一部の規定については、政令で定める日から施行することとした。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(法律第一九二号)(厚生労働省)

特殊法人等改革基本法に基づき特殊法人等の廃止等を定める「特殊法人等整理合理化計画(平成一三年一月九日閣議決定)」の実施の一環として、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を解散し、その事業並びに国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター及び財団法人医療機器センターの事業を承継させるため新たに設立する独立行政法人医薬品医療機器総合機構について、以下の事項を定めることとした。

1 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を解散し、その設立根拠法を廃止するとともに、独立行政法人通則法及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の定めるところにより、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下、「機構」という。)の設立を行うこととし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとした。

2 機構に、理事長、理事、監事を置くこととし、その定数を定めることとした。

3 生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済のため、生物由来製品感染等被害救済制度を新たに設けることとした。

4 機構を所管する大臣は、厚生労働大臣とする。 (附則第一〇条)

5 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構等から機構への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めることとした。

6 その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めることとした。

7 機構の設立の期日を平成一六年四月一日とする。 (附則第一〇条)

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第三八七号)(文部科学省)

平成一四年度における特殊法人の主たる事務所
の移転のための関係法律の整備に関する法律(平
成一四年法律第五七号)第一条の規定の施行期日
は平成一五年一月二七日とし、同法第二条の規定
の施行期日は同年三月三日とすることとした。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行
期日を定める政令(政令第三八八号)(経済産業
省)

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行
期日は、平成一五年一月二日とすることとした。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令
(政令第三八九号)(経済産業省)

1 使用済自動車の再資源化等に関する法律の対
象から除かれる自動車を規定することとした。
(第一条関係)

2 自動車の使用を終了したときに取り外して再
度使用する架装物装置を規定することとした。
(第二条関係)

3 自動車製造業者等が解体業者から引き取って
再資源化を行う義務がある物品を規定すること
とした。(第三条関係)

4 この政令は、平成一五年一月一日から施行
することとした。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施
行期日を定める政令(政令第三九〇号)(環境省)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施
行期日は、平成一五年四月一六日とすることとし
た。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行
令(政令第三九一号)(環境省)

1 国指定特別保護地区内で環境大臣が指定する
区域又は都道府県指定特別保護地区で都道府県
知事が指定する区域内において、鳥獣の保護に
影響を及ぼすおそれがある行為として、木竹以
外の植物の採取等を定めることとした。(第一条
関係)

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
(以下「法」という。)第六八条第二項第五号の
政令で定める猟区管理規程に記載しなければな
らない事項として猟区設定者の事務所の位置等
を定めることとした。(第二条関係)

3 猟区管理規程の変更等の認可を受けようとし
るときは、猟区管理規程の変更の事由又は猟区
の廃止の事由を記載した申請書を都道府県知事
に提出しなければならないこととした。(第三条
関係)

4 法第七条第二項の政令で定める変更認可
を要しない軽微な事項として、猟区設定者の事
務所の位置等を定めることとした。(第四条関
係)

5 取締りに従事する職員の要件として、通算し
て三年以上鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関す
る行政事務に従事した者であること等を定める
こととした。(第五条関係)

6 この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に
関する法律の施行の日(平成一五年四月一六日)
から施行することとした。